THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

# 日本商品先物取引協会 会報

2013.6 VOL. **7** 



# 目 次 (2013.6 VOL.7)

Ι.	公益理事 寄稿「コンプライアンス体制の構築と運用~日商協の現場の視点から~」 日本商品先物取引協会 升田 純 理事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
Π.	「コンプライアンス体制確立プログラム」の推進状況と
	今後の予定・・・・・・3
ш.	諸規則の改正について
	1. 会員等の外務員の登録等に関する規則、同規則に関する細則の改正 6
	2. 定款の施行に関する規則の改正8
	3. 会員の広告等に関する規則等の改正 ・・・・・・・・・・・ 1 0
IV.	統計資料等
	1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況・・・・・・・・ 1 2
	2. 問い合わせ・苦情・紛争件数の推移(平成11年度~平成24年度)・・・・・・13
	3. 平成25年度相談センター苦情・相談等受付状況(5月分)・・・・・・・14
	4. 登録外務員数の推移・・・・・・・・・・・16
	5. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧・・・・・・・・・・ 17
	6. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧・・・・・・・・・17
	7. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について・・・・・・・・・・ 18
編集	€後記·······1 9

# Ⅱ. 公益理事 寄稿

# コンプライアンス体制の構築と運用 ~日商協の現場の視点から~

日本商品先物取引協会 理 事 升 世 純 (弁護士・中央大学法科大学院教授)

1 皆さん、コンプライアンスという英語には相当に慣れたのではないでしょうか。

日本全国でコンプライアンスの要請が突然光臨したのは、何年前のことであったのか、随分 昔のような気もします。日本全体で経済、社会の先行きに暗雲が垂れ込めるようになった20 年ほど前から、企業も、各種の業界も、役所もコンプライアンスの言葉が行き交うようになり、 数年の間には日本における法律・社会の基本的なルールになったものです。従来の日本社会の 基本的なルールがこれによって大きく変更されたのです。

この間、日本社会の基本的なルールがコンプライアンスの要請の強化、徹底に動いていった わけですが、この要請を知らないとか、無視するとか、従わないといった企業等は、現実に刑 事法違反、行政処分、民事上の責任等が追及されたり、社会的な制裁を受けたりし、経済社会 等から撤退せざるを得なくなった事例も数多く見られたところです。

2 商品先物取引業界においても、社会、監督官庁等から個々の会員の法令違反等の事例が指摘 され、個々の会員にとっても、業界全体にとってもコンプライアンスの要請への取組みが重要 な課題になってきたところです。

個々の会員におけるコンプライアンスの意識の向上、体制の構築等の取組み、日商協の支援 等があり、コンプライアンスの要請も徐々に浸透しつつあったと考えられたのですが、コンプ ライアンス違反を繰り返す会員、軽視する会員も見られ、業界全体の信頼性を相当に高めるに は至らなかったのです。また、業界全体のコンプライアンス体制の構築・運用の努力が積み重 ねられても、顧客らのクレームが減少せず、このことも業界全体への批判を助長してきました。

その後、日本の経済活動全体が低迷し、商品先物取引の規模が縮小した反面、コンプライア ンスの要請はさらに浸透し、業界を取り巻く環境も従前と比べると大きく変貌してきたのです が、個々の会員の更なるコンプライアンス体制運用の取組みの推進、努力、日商協の支援、努 力等によって、業界全体における意識の向上、体制運用の一段の向上等が顕著になり、顧客ら のクレームの減少等の成果も見られるようになり、現在に至っています。

3 ところで、コンプライアンスの観点から見ると、現在、事態が相当に改善されていますから、 読者の中には、疲労感とともに、安堵感も感じられ、現状をこのまま維持していけばよいとの 印象をもっている方も多いのではないでしょうか。コンプライアンスの要請は、その目標を達 成することは関係者の相当な努力が必要であるため、その目標の一応の達成によって安心して しまう危険があります。

商品先物取引の参加者は多様化し、参加者の取引環境、社会全体の環境は常に変化し、時々大きく変化しますが、この変化とともにコンプライアンスの内容も大きく変化します。ある時期にコンプライアンスの要請を満たす体制の構築・運用であっても、時間が経つと、その要請を的確に満たしていないことがあります。常に感度良く様々な変化を察知し、コンプライアンス体制の構築・運用を見直すことが重要ですし、常に努力をすることが必要です。先に述べたような安心は禁物です。

日商協においては、皆さん方もご存知のように、現在、従来から皆さん方に協力をいただいてきたコンプライアンス体制の一段の推進を図るため、「コンプライアンス体制確立プログラムの今後の進め方について」を策定し、従来の経験に照らして必要な諸方策を会員の方に提案し、協力してコンプライアンスの要請をより確実なものとすることを企画しています。これは、既に紹介してきました歴史と現在の社会環境を踏まえて提案されているものです。この提案は、皆さん方の更なる協力と努力を得てはじめて実現されるものです。この提案を積極的に推進することによって業界全体の信頼性を一段と高め、個々の会員の方の社会的な信用を一層得ることができるものです。

コンプライアンスの要請は、個々の会員企業だけでなく、会員の役職員の一人ひとりに至る まで意識の向上、遵守が必要ですし、業界全体での積極的な取組みが 重要です。我々一人ひとりの努力は小さなものですが、小さな努力も 積み重ねれば大きな成果を得ることができます。

焦らず、諦めず、努力を続けましょう。

# Ⅱ. 「コンプライアンス体制確立プログラム」の推進状況と今後の予定

産業構造審議会商品先物取引分科会は平成24年2月から6回にわたって開催され、8月21日に「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書 ~我が国経済の競争力強化を目指し、開かれた、健全で、活力と魅力ある市場の実現~」が公表されました。この報告書において、商品先物取引法(以下「商先法」という。)による規制を効率的かつ効果的なものとするためには、自主規制機関によるトラブル防止に向けた指導・監督の積極的な取組みとともに、商品先物取引業者自らの手によるコンプライアンスの向上及び外務員の法令遵守意識の徹底が重要である旨が強調されました。

これを受け本会では、平成23年1月の商先法の完全施行に伴う不招請勧誘の原則禁止及び会員のビジネスモデル(相手方及び方法)の多様化といった諸情勢の変化を踏まえ、新たな法体系の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るため、平成24年9月26日開催の第109回理事会において「コンプライアンス体制確立プログラム」を決定し、本年5月末までに以下のとおり取り組んできました。

また、今後につきましては、「コンプライアンス体制確立プログラムの今後の進め方について」を策定し、①自己点検及び社内監査の実施体制等に関する確認監査を実施し、その結果を踏まえて必要な指導等を行う、②個人顧客を相手方とする対面取引を行う会員から自社で受け付けた苦情件数を本会に定期的に報告する、③店頭商品 CFD 取引を扱う会員から取引件数や口座数等を本会に定期的に報告する、④会員のコンプライアンス体制の確立に向けた自主的な取り組みを促すため、会員代表者や実務担当者を対象としたセミナーを開催する等、を行うことにしています。

#### 1. コンプライアンス体制の確立

項目	推進状況など
(1) コンプライアンス	会員各社のコンプライアンス体制の水準を把握するため、平成 24 年
体制に関する会員の	11月14日付けで会員58社に対し、自社のビジネスモデルに対応したコ
自己点検	ンプライアンス体制に関する自己点検を実施し、その結果を報告するよ
	う要請し、12月28日までに54社(調査期間中に商品先物取引業を廃止
	又は休止した4社を除く。)から報告を受けた。この報告について、個人
	顧客を対象とした登録外務員による勧誘が伴うビジネスモデル(以下「対
	面取引」という。)、個人・法人顧客を対象としたインターネット取引、
	法人顧客を対象とした対面取引の形態に分けて分析を行った。
(2) 会員の自己点検の	個人顧客を対象とした対面取引が相応の規模で行われていること、登
結果を踏まえた指導	録外務員の関与によりコンプライアンス上のリスクの発生する場面が多
等	岐にわたること、現に苦情の発生もあることから、当該ビジネスモデル
	を採用している会員 25 社から、(1)の分析と(2)の調査の結果等を踏まえて
	対象を選定し、確認監査を実施して個別に指導等を行う。
(3) 社内監査結果を踏	○監査規則第10条第2項により提出された「社内監査の実施体制に係る
まえた指導等	報告書」について、会員 57 社(10 月 31 日時点で商品先物取引業を廃
	止した1社を除く。)を対象に社内監査の苦情等の取扱いに着目してオ
	フサイト調査を実施した。

項目	推進状況など			
	○同条第3項により個人顧客を対象とする対面取引を行っている会員か			
	ら提出された「社内監査報告書」について、該当する 25 社を対象に社			
	内監査の結果に基づいて講じた改善策のフォローアップの状況に着目			
	してオフサイト調査を実施した。			
(4) 社内監査を通じた	(2)の確認監査及び個別指導等の結果を踏まえ、会員のコンプライアン			
コンプライアンス体	ス体制の確立に向けた自主的な取り組みを促すため、また、社内監査の			
制の継続的な見直し	実効性を確保するために必要な情報を会員に提供し、コンプライアンス			
の徹底	体制の質の向上を図る。			
(5) コンプライアンス	以下のとおりセミナーを開催した。また、(4)の情報提供の一環として、			
に関するセミナーの	会員代表者や実務担当者を対象としたセミナーを開催する。			
開催	○会員代表者及び実務担当者としたセミナー			
	実施日:平成 24 年 10 月 30 日			
	参加者:50 社86 名			
	講師:稲垣隆一弁護士(理事・自主規制委員会委員)			
	内容:コンプライアンス体制の整備の意義並びに体制の評価、フォロ			
	ーアップの重要性とその具体的な手法について認識を深める。			
	○外務員等を対象としたセミナー			
	▼東京地区			
	参加者:36 社74名			
	実施日:平成25年2月19日			
	講師:畑中鐵丸弁護士(あっせん・調停委員会委員委員)			
	内容:「判例事例等から捉えたコンプライアンス及びコンプライアンス			
	の視点からの営業・勧誘方法について」			
	▼大阪地区			
	参加者:18社32名			
	実施日:3月8日			
	講師:土谷明弁護士(あっせん・調停委員会委員)			
	内容:「コンプライアンスのあり方及びそのシステム構築について」			



# 2. 外務員の資質向上

項目	推進状況など	
(1) 個人顧客に対応す	外務員資格試験用テキストの「商品先物取引業務の基礎知識」を抜本	
る心構え(外務員倫	的に見直し、個人顧客のニーズに応える資産運用のほか、外務員倫理に	
理)の確立	関する基礎知識の記述を充実した「コンプライアンス・ハンドブック」	
	として制作し、5月に完成した。	
(2) 商品市況等に関す	外務員資格試験用テキストとして用いていた「上場商品の基礎知識」	
る知識の向上	を外務員教育用教材と位置付け、商品の需要や価格の変動要因等に関す	
	る情報を取りまとめたコモディティハンドブックとして制作すること	
	とし、先ず貴金属編が3月に完成した。引き続き石油・ゴム編、農産物	
	編を制作している。	
(3) 講師の派遣	会員 3 社から社内研修の講師として本会事務局職員を派遣して欲し	
	い旨の要請を受け、延べ5回の講師派遣を行った。引き続き要請があっ	
	た場合には、職員を派遣する。	

# 3. 協会事業の展開

項目	推進状況など		
(1) 会員に対する指導	未取引の苦情が発生した会員3社に対し、営業部門、管理部門の責任		
の徹底	者及び関与した外務員本人から直ちにヒアリングを行い、事実関係を確		
	認した上で指導を実施した。		
(2) 会員に対する制	役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、会員		
裁、外務員に対する	から届出のあった役員使用人等1名について、外務員の登録の拒否6か		
指導等の厳正な実施	月の処分を行った。		
(3) トラブル防止のた	相談センターで受け付けたすべての苦情・紛争について、解決の事例		
めの情報提供の充実	のみならず打切り事例も含め、その申出内容及び処理結果等を会員に周		
	知することとし、周知の時期も従来の半期毎から四半期毎に短縮して第		
	3四半期分から実施した。		



# Ⅲ. 諸規則の改正について

# 1. 会員等の外務員の登録等に関する規則等の改正

第22回外務員登録等資格委員会(3月25日開催)において決定し、4月1日に施行しました。

#### (1) 会員等の外務員の登録等に関する規則の改正について

#### ① 改正の理由

- ・会員の合併等に伴う外務員の登録の取り扱いについては、定款第10条(会員たる地位 の承継)の規定を準用して、登録したままの状態で所属先のみを変更する方法で運用 してきましたが、その取り扱いを明確にするため、「会員等の外務員の登録等に関する 規則」に新たに規定を設けました。
- ・また今後、企業再編等による移動のケースが増加することが見込まれることや、現在 の会員各社のコンプライアンスの徹底状況等を勘案し、①商品先物取引業の廃業等に 伴う商品先物取引業者間における顧客の建玉の移管に伴い登録外務員が出向又は転籍 する場合、②商品先物取引業者が商品先物取引仲介業者に商品先物取引業の媒介に係 る業務の委託を行うために登録外務員が出向又は転籍する場合、③商品先物取引仲介 業者の廃業等に伴い所属商品先物取引業者へ登録外務員が出向又は転籍する場合につ いても、上記と同様に、登録したままの状態で所属先のみを変更する旨の規定を新た に設けました。

#### ② 会員等の外務員の登録等に関する規則 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

新	旧
_(合併等に伴う登録の移動)_	
第11条の2 本会は、定款第10条に定める	(新 設)
<u>会員たる地位の承継があったとき、又は次</u>	
<u>の各号のいずれかに該当するときは、登録</u>	
外務員について、登録原簿に記載されてい	
るその所属する商品先物取引業者又は商	
品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏	
名、その他細則に定める事項を変更するも	
<u>のとする。</u>	
(1) 商品先物取引業の廃業等に伴う商品先	(新 設)
物取引業者間における顧客の建玉の移管	
に伴い登録外務員が出向又は転籍する場	
<u></u>	
(2) 商品先物取引業者が商品先物取引仲介	(新 設)
業者に商品先物取引業の媒介に係る業務	
の委託を行うために登録外務員が出向又	
は転籍する場合	
(3) 商品先物取引仲介業者の廃業等に伴い	(新 設)
所属商品先物取引業者へ登録外務員が出	

新	旧
<u>向又は転籍する場合</u>	
<u>附 則</u>	(新 設)
この改正は、平成25年4月1日から施行す	
<u>3.</u>	

# (2) 『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』の改正について

#### ① 改正の理由

現在の登録更新講習は、パーソナルコンピュータによるCBT方式(コンピューターベースド テスティング)にて、原則、毎日受講が可能であることから、集合形式で行っていた登録更新講習の受講を前提とした『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』の規定の改正を行いました。

また、合併等に伴う外務員の登録手続きの明確化に係る「会員等の外務員の登録等に 関する規則」第11条の2の新設に伴い、細則に第7条の2の規定を設けました。

## ② 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

新	III	
(再受講及び再受験等)	(再受講及び再受験等)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
(1) (略)	(1) (略)	
当該外務員登録を申請しようとする	<u>イ</u> 当該外務員登録を申請しようとす	
日前1年以内に本会が開催する登録更	る日前1年以内に本会が開催する登	
新講習の受講修了証書を有している者	録更新講習の受講修了証書を有して	
であること。	いる者であること。	
(削 除)	<u>ロ</u> イの受講修了証書を有しない者は、	
	直近の登録更新講習を受講しその修	
	了証書を取得した者であること。ただ	
	し、直近において登録更新講習の開催	
	予定がない場合は、本会が指定した講	
	習の受講修了証書をもってこれに代	
	<u>えることができる。</u>	
(2) 登録の抹消の日から新たに登録を申請	(2) 登録の抹消の日から新たに登録を申請	
する日までに6年を超えている者又は当	する日までに6年を超えている者又は当	
該登録の <u>抹消</u> の理由が規則第12条第1項	該登録の <u>失効</u> の理由が規則第12条第1項	
第2号から第4号のいずれかに該当する	第2号から第4号のいずれかに該当する	
者	者	
当該外務員登録を申請しようとする	当該外務員登録を申請しようとする	
日前1年以内に本会の実施する外務員	日前1年以内に本会の実施する外務員	
登録資格試験に合格した者であること。	登録資格試験に合格した者であること。	

新	旧
ただし、登録の抹消の日から6年を超え	ただし、登録の抹消の日から6年を超え
ている者のうち、当該登録申請時の会員	ている者のうち、当該登録申請時の会員
等に継続して6年を超えて在籍してい	等に継続して6年を超えて在籍してい
る者については、 <u>登録更新</u> 講習を受講	る者については、 <u>本会が指定した</u> 講習を
し、修了証書を取得した場合はこの限り	受講し、修了証書を取得した場合はこの
ではない。	限りではない。
(合併等に伴う登録の移動における変更事項)	
第7条の2 <u>規則第11条の2の「細則に定める事</u>	(新 設)
項」とは、前条第3号及び第7号イに掲げるも	
<u>のをいう。</u>	
<u>附 則</u>	(新 設)
この改正は、平成25年4月1日から施行す	
<u> 3.</u>	

## 2. 定款の施行に関する規則の改正

第 57 回総務委員会(5 月 21 日開催)の審議を経て、第 116 回理事会(5 月 29 日開催)において決定し、6 月 1 日に施行しました。

#### (1) 改正の理由

#### ① 自社で受け付けた苦情等の状況報告について

平成23年1月1日の商品先物取引法(以下「商先法」という。)施行後、本会で受け付ける苦情等件数は低い水準で推移していますが、平成24年8月に公表された<u>産業構造審議会商品先物取引分科会報告書</u>では、自主規制機関によるトラブル防止に向けた指導・監督等のより積極的な取組みを求めています。

本会では、商先法施行規則に定められている「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書」によって、会員の訴訟等の状況を把握してきましたが、このような状況から、会員における苦情の実態をより詳細に把握するため、個人顧客を対象とした登録外務員の勧誘を伴う対面取引を行う会員を対象に、その会員が自社で受け付けた苦情件数等の報告を求めることにしました。

#### ② 統計資料作成のための業務報告について

平成25年度の事業計画において、店頭商品デリバティブ取引(店頭商品CFD取引)及び外国商品市場取引の統計を作成することにしています。

そのため、該当する業務を行う会員から、これらの統計を作成するために必要なデータの提供を求めることにしました。

なお、統計は店頭商品CFD取引から作成に取り掛かり、外国商品市場取引の統計についても本年度内に作成することにしています。

# (2) 定款の施行に関する規則 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

新	旧
(報告事項)	(報告事項)
第7条 (略)	第7条 (略)
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 個人顧客を対象とした勧誘を伴う対 <u>面</u>	(新 設)
取引を行っている会員が自社で受け付け	
た苦情の状況報告書 毎四半期終了の日	
の翌月の20日	
(7) 外国商品市場取引及び店頭商品デリバ	(新 設)
<u>ティブ取引(法第2条第14項第1号から第</u>	
3号に該当するものに限る。)に係る統計	
を作成するために必要な商品先物取引業	
務の状況報告書 報告の対象となる月の	
翌月20日	
2 前項 <u>第1号から第5号まで</u> に掲げる書類	2 前項に掲げる書類の提出は、主務大臣へ
の提出は、主務大臣へ届け出た書類の写し	届け出た書類の写しを提出することにより
を提出することにより行うことができる。	行うことができる。
3 第1項第6号及び第7号に掲げる書類の	(新 設)
提出は、協会の定める要領により行うもの	
<u>とする。</u>	
附 則	(新 設)
この改正は、平成25年6月1日から施行す	
<u>る。</u>	



# 3. 会員の広告等に関する規則等の改正

第 54 回自主規制委員会(5 月 16 日開催)の審議を経て、第 116 回理事会(5 月 29 日開催)において決定し、6 月 1 日から施行しました。

#### (1) 改正の理由

- ① 本会では、会員の顧客相談窓口と本会相談センターの所在地及び電話番号について、「会員の広告等に関する規則」、「会員の広告等に関する指針」により会員の広告等に表示することを平成17年3月1日から、「商品先物取引業務に関する規則」により会員のホームページに掲載することを平成21年4月1日から義務付けてきました。これは、広く社会に対して顧客相談窓口と本会相談センターの存在を積極的にアピールすることにより、当業界に対する信頼を得ることが目的の一つでした。
- ② ここ数年、顧客等が本会相談センターに苦情等を申し出た契機は「インターネットを見て」が最も多く、申出の手段もほとんどが電話であり、来訪するケースはごくわずかになっています。こうした事情に鑑み、6月3日からWEBによる相談受付が可能となるよう本会ホームページの改修を行いました。

また、平成23年1月の商先法の施行に伴い、証券会社やFX会社等の金融商品取引業者が商品先物取引業者として参入しましたが、その多くはインターネット取引の形態であり、対面取引の会員を含め、個人顧客を対象とする会員の全てがホームページを開設しています。

③ このような環境の変化を踏まえ、会員の広告等及びホームページにおいて会員の顧客相談のの電話番号及び本会相談センターの電話番号又はウェブサイトのURLを掲載することにしました。

#### (2) 改正の内容

① 会員の広告等に関する規則 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

新	旧	
(表示義務)	(表示義務)	
第4条 (略)	第4条 (略)	
(1) 会員の顧客相談窓口 <u>の電話番号</u> 及び本会村	(1) 会員の顧客相談窓口及び本会相談センター	
談センターの電話番号又は本会ウェブサイト	の所在地及び電話番号	
<u>OURL</u>		
(2) (略)	(2) (略)	
<u>附 則</u>	(新 設)	
この改正は、平成25年6月1日から施行す	-	
<u>る。</u>		

# ② 会員の広告等に関する指針 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

新			旧
2. 広告等の表示事項について		2. 広告等の表	長示事項について
(1)	(略)	(1)	(略)
(2)	(略)	(2)	(略)
① 会	:員の顧客相談窓口 <u>の電話番号</u> 及び本会	① 会員	の顧客相談窓口及び本会 <u>の</u> 相談セン
相談センターの <u>電話番号又は本会ウェブサ</u> ターの <u>所在地</u>		所在地及び電話番号 (規則第4条第	
<u>イト</u>	のURL (規則第4条第1号)	1号)	
2~3	(略)	2~3	(略)
	平成25年6月1日改正		(新 設)

#### ③ 商品先物取引業務に関する規則 改正案新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

	71/M X (14/MF/) (4 X E E M)
新	旧
(顧客に対する情報提供等)	(顧客に対する情報提供等)
第17条 会員は、個人である顧客を対象とした商	第17条 会員は、個人である顧客を対象とした商
品先物取引業務を行う場合には、苦情、紛争の	品先物取引業務を行う場合には、苦情、紛争の
未然防止のため、商品デリバティブ取引を行う	未然防止のため、商品デリバティブ取引を行う
に当たって顧客が注意すべき事項並びに会員の	に当たって顧客が注意すべき事項並びに会員の
顧客相談窓口 <u>の電話番号</u> 及び本会相談センター	顧客相談窓口及び本会相談センターの所在地及
の <u>電話番号又は本会ウェブサイトのURL</u> につい	<u>び電話番号</u> について、ホームページに掲載しな
て、ホームページに掲載しなければならない。	ければならない。
<u>附 則</u>	(新 設)
この改正は、平成25年6月1日から施行す	
<u>3.</u>	



# Ⅳ. 統計資料

# 1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況

年度		商先業	<b></b>	国内市場 売買枚数	国内市場 取組高	商先業者 国内市場	国内取引を行 う社の外務員	手数料収入	
2	干及	全体	国内取引 を行う社	元貝权級 (千枚)	(年度末) (千枚)	売買枚数 (千枚)	(年度末) (人)	(百万円)	
平成	11年度		110	176, 565	2, 271	155, 456	13, 596	284, 219	
平成	12年度		106	222, 293	2, 731	206, 837	14, 132	297, 306	
平成	13年度		105	254, 387	2, 795	225, 333	14, 757	321, 176	
平成	14年度		100	284, 971	2, 672	250, 106	14, 773	339, 061	
平成	15年度		97	311, 580	2, 670	268, 384	14, 894	345, 757	
平成	16年度		96	269, 357	2, 051	240, 745	14, 611	292, 154	
平成	17年度		86	215, 489	1, 514	182, 145	12, 055	223, 839	
平成	18年度		79	170, 133	1,080	141, 951	9, 678	153, 760	
平成	19年度		70	142, 141	661	114, 494	6, 926	113, 659	
平成	20年度		49	92, 623	415	63, 641	4, 801	62, 128	
平成	21年度		37	68, 518	447	44, 990	3, 511	48, 420	
平成	22年度	53	33	63, 510	393	44, 654	2, 784	44, 236	
平成	23年度	59	33	65, 818	394	50, 662	2, 405	46, 222	
	4月	58	31	3, 925	402	3, 261	2, 343	2, 728	
	5月	59	33	4, 590	395	3, 743	2, 481	3, 011	
	6月	59	33	4, 385	380	3, 669	2, 482	2, 879	
	7月	59	33	4, 184	389	3, 577	2, 460	2, 985	
	8月	59	33	4, 062	400	3, 390	2, 435	3, 127	
	9月	57	32	4, 887	383	3, 938	2, 404	3, 995	
	10月	58	32	4, 627	393	3, 872	2, 389	3, 862	
	11月	57	32	4, 998	411	4, 270	2, 379	4, 235	
	12月	58	32	4, 364	404	3, 380	2, 359	3, 705	
	1月	57	32	5, 455	409	4, 686	2, 343	4, 513	
	2月	57	32	6, 206	401	5, 404	2, 326	4, 727	
	3月	56	32	4, 543	391	3, 995	2, 314	3, 407	
平成	24年度			56, 227		47, 185		43, 174	
(前年	年度比)			85. 43%		93. 14%		93. 41%	

<sup>(</sup>注)商品先物取引業者(商先業者)は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、 国内商品市場取引に限り主務大臣より許可を得て営業を行っていた。

- (注) H23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。
- (注)商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。

出典: 商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数及び手数料収入は当協会調べ

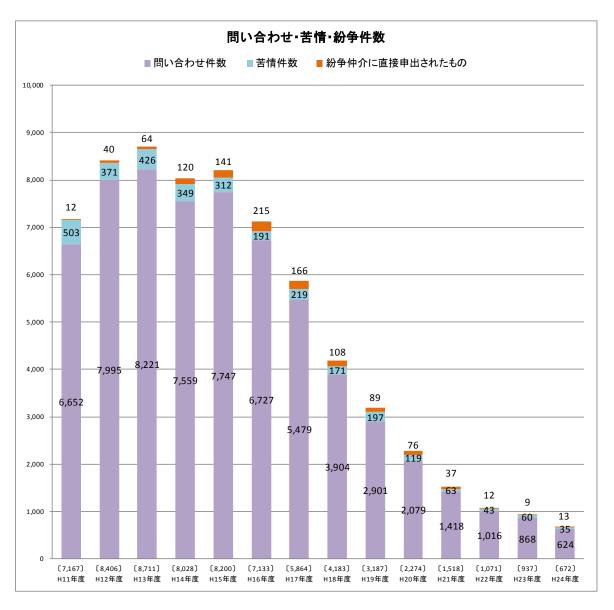
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)

# 2. 問い合わせ・苦情・紛争件数の推移(平成11年度~平成24年度)

		H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
問い	<b>い合わせ件数</b>	6,652	7,995	8,221	7,559	7,747	6,727	5,479	3,904	2,901	2,079	1,418	1,016	868	624
苦情	件数	503	371	426	349	312	191	219	171	197	119	63	43	60	35
紛争	仲介件数(すべて)	25	65	101	145	164	250	208	140	131	96	66	29	27	26
苦情	青から紛争仲介に移行したもの	13	25	37	25	23	35	42	32	42	20	29	17	18	13
紛	争仲介に直接申出されたもの	12	40	64	120	141	215	166	108	89	76	37	12	9	13
相談	センター受付合計件数	7,167	8,406	8,711	8,028	8,200	7,133	5,864	4,183	3,187	2,274	1,518	1,071	937	672

紛争仲介件数のうち、苦情から紛争仲介に移行したものの件数は、すでに苦情件数に含まれるため、相談センター受付合計件数から除外している。



「2012年度(平成24年度)相談等業務レポート」より抜粋

# 3. 平成25年度 相談センター 苦情・相談等受付状況 (5月分)

(1) 5月の問い合わせ・苦情等受付状況に関するコメント

#### ① 問い合わせの状況

- ・問い合わせは55件(前年同月45件)であった。
- ・平成 25 年度 4 月~5 月の累計は 141 件(前年度 4 月~5 月は 86 件)で前年比 55 件増となっており、その内訳は、現会員等に関するもの 93 件、元会員等に関するもの 11 件、その他 37 件となっている。
- 5 月の問い合わせの件数が比較的多かったのは、会員の WEB サイトへのアクセスの不具合が発生したことが主な要因である。

#### ② トラブル解決の受付状況

- ・苦情申出に紛争仲介直接申出を加算した件数(日商協に解決を委ねられたトラブルの件数)は8件[苦情申出6件+紛争仲介直接申出2件](前年同月3件)であり、未取引の苦情は1件だった。
- ・申出事由の内訳は「不当勧誘類型」が4件、「無断売買類型」、「仕切回避類型」、「連絡不備類型」及び「その他」が各1件であり、「不当勧誘類型」の内容は「断定的の提供」に関するものが2件、「執拗な勧誘」に関するもの及び「両建」に関するものが各1件であった。
- ・平成25年度4月~5月の累計は16件(前年度4月~5月は7件)でやや高い水準となっている。

#### ③ 苦情の受付状況

- ・苦情申出は6件(前年同月3件)であった。
- ・平成 25 年度 4 月~5 月の累計は 11 件(前年度 4 月~5 月は 6 件)で前年比 5 件増となっている。

## ④ 紛争仲介の受付状況

- ・紛争仲介申出は2件(前年同月3件)で、全て紛争仲介直接申出によるものであった。
- ・平成25年度4月~5月の累計は6件(前年度4月~5月は6件)で前年と同数となっている。

#### (2) 5月の問い合わせ・苦情等受付状況(件数)

		うち FX等	1	-											2	2	
		うち海外先物等	4	2				. ,							9	9	
		か 8 6	24	13											37	37	
		7. 张恒等	4	7				. ,							11	11	
25年度		店頭商品	4	13									1		17	17	
		外国商品	9	5									 		11	11	
1		国内商品	48	17											99	65	
1		現役員等	58	35								ı			93	93	
		問い合わせ	98	55											141	141	
1		うち FX等	2	3	2	2	7	4	က	2	-	က	-	3	28	5	
1		うち海外先物等 うち FX等	7	2	4	7	4	4	2	4	4	က	က	_	38	7	
		か 8 6	16	19	17	23	17	21	22	18	16	16	13		207	35	
1	1	冗钦員等	3	5	8	8	12	3	8	3		9	10	7	82	8	
24年度		店頭商品	1	2	1	က	4	9	2	4	3	4	7	9	43	3	
1		昭與国体	1	0	-	1	0	0	0	0		4			13	1	
1		唱與吳国	70	19	23		32	18	26	17	18	24	28		579	39	
		現会員等	22	21	25	34	36	24	28		22	32	36	34	332	43	
I I		問い合わせ	41	45	50	65	65	48	58	42	43	58	59	20	624	98	
			4月	5月	6月	7.F	8月	6	10月	11月	2月	<u>一</u>	2月	3月	合計	4月~5月	

問い合わせ受付状況

※上記問い合わせの「現会員等」は集計時点の会員等で名称が判明した件数である。 ※上記問い合わせの「元会員等」は受託業務廃止等ですでに会員等でない社で名称が判明した件数である。 ※上記問い合わせの「うち海外先物等」には、店頭、ロコロンドンまがい取引等が含まれるが、いずれも会員外の取引を集計している。

	# <b>*</b>		うち未取引	-	-					       						2	
大治	25年度		うち法施行後	4	ဗ			! ! !		! ! !						7	
<b>K</b> 8			华 数	2	4			! !	1	! !						6	4
類型事3	14.2		うち未取引	0	-	0	0	0	0	2	-	0	0	0	0	4	1
不当勧誘類型事案の状況	24年度	   	うち法施行後	3	2	3	2	3	2	-	-	-	-	4	2	25	44.44
••			<b>本</b>	4	က	က	2	5	2	3	4	Γ-	2	2	3	37	1
				4月	日9	6月	月7	- 8月	16	10月	11月	12月	日1	2月	3月	수 計	13
																	•

|うち紛争仲介 | 直接申出 (C)+(I (D)

ლ ပြ 밲

うち紛争仲介 直接申出(B) (A) +(B)

ლ # ₩ €

24年度

25年度

苦情·紛争仲介受付状況

※「件数」の数字は、苦情と紛争仲介直接申出の合計である。 ※「法施行後」の数字は、商先法完全施行(平成23年1月1日)後に 取引を開始した不当勧誘類型事案の件数である。

[...] 畑

紛争の処理状況

	処理中	7 +	+	0
	ار ا	-	-	される
結果	打切	0	0	かに集計
処 瑾	取下げ	0	0	手」のいずれ
	解決	1	0	い又は「調金
あっせん又は調	停の別	かっせん	調停	その手続き内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。
紛争仲介	繰越件数	c	6	rは、その手続き内
	申出件数	9	0	※本会の紛争仲介は、

25年度 比率% 1実会員数

4数

24年度 件数 L 比率% | 実会員数

田田十田

申出事由類型別状況

				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
15	不当勧誘類型	37	77.1%	15	6	56.3%	9
	-任売買類型	   	2.1%		     	     	     
dir.	無断売買類型	  -	2.1%	-	-	6.3%	   — 
	過当売買類型						
+	士切回避類型	9	12.5%	5	4	25.0%	4
, r.	返還遅延頻型						
, ~	車絡不備類型	က	6.3%	3	-	6.3%	, — I
	その他				-	6.3%	i —
ш	合計	48	100.0%	17	16	100.0%	11
^	※数字は苦	情と紛争仲フ	※数字は苦情と紛争仲介直接申出の合計である。	合計である。			

※「申出事由分類型」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

# 4. 登録外務員数の推移

平成21年度まで 単位:人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成15年度	14,773	5, 619	2, 487	5, 498	14, 894
平成16年度	14, 894	4,872	2, 473	5, 155	14,611
平成17年度	14,611	4, 271	729	6,827	12,055
平成18年度	12,055	2,695	545	5,072	9, 678
平成19年度	9, 678	1,668	457	4, 420	6, 926
平成20年度	6, 926	980	287	3, 105	4, 801
平成21年度	4,801	715	887	2,005	3, 511

平成22-24年度 単位:人

1 /4/200 011	~														
	前年	度末外務	員数	新	規登録者	数	登録更新者数			登	録抹消者	数	当年	度末外務	員数
	合計	うち国 内商品 市場	_ うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計 I	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者
平成22年度	3, 511	3, 511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2, 788	0
平成23年度	2,801	2, 788	0	28, 208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29, 077	2, 409	272
平成24年度	29,077	2, 409	272	4, 173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30, 613	2, 314	194

<sup>※</sup> 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成25年度

	前人	月末外務員	数	新	規登録者	数	登	:録更新者	数	型	经操排消者	数	当。	月末外務員	数
	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	숨計	うち国 内商品 市場	  うち仲  介業者	合計	  うち国  内商品   市場	  うち仲  介業者	合計	  うち国  内商品   市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者
4月	30, 613	2, 314	194	205	16	0	19	19	0	426	52	2	30, 392	2, 278	192
5月	30, 392	2, 278	192	443	190	0	10	8	0	125	29	1	30, 710	2, 439	191
6月											i I				
7月											l J				
8月											I				
9月						l L	i		[ 		i	 I			
10月		 						 		L	! !	 			
11月											! !	L			
12月		į									Î				
1月											! !	 			
2月					<u></u>	·					! !	 			
3月							I				I	l			

<sup>※ 「</sup>うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

# 5. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成25年6月4日現在

(単位:社)

外剎	務員数	□ 会員数 ■ 会員数	I うち国内商品市場 I を行う会員数
5,000名以上	10,000名未満	3	0
1,000名以上	5,000名未満	2	0
500名以上	1,000名未満	0	0
450名以上	500名未満	I 0 L	0
400名以上	450名未満	<u> </u>	0
350名以上	400名未満	1	1
300名以上	350名未満	0	0
250名以上	300名未満	1	1
200名以上	250名未満	1	0
150名以上	200名未満	1	1
100名以上	150名未満	8	8
50名以上	100名未満	1 1 6	4
25名以上	50名未満	10	8
10名以上	25名未満	12	7
	10名未満	11	2
合	計 	56	32
外務員	総数(名)	30, 518	2, 439

注) 登録外務員数1,000名以上の5社はいずれも銀行である。 銀行関係(6社)の外務員数は27,772名であり、全体の91.0%となっている。

# 6. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成25年6月4日現在

(単位:社)

10名以上	1 (176名)
10名未満	4
合 計	5
外務員総数(名)	191

# 7. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について(リンク先)

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係 団体のホームページをご覧ください。

#### (1) 相場情報、ヒストリカルデータ

<u>㈱東京商品取引所</u> 大阪堂島商品取引所

※ 平成25年2月12日に、東京穀物商品取引所が取り扱う一般大豆、小豆、トウモロコシ、 粗糖は東京商品取引所へ、同じくコメは大阪堂島商品取引所へ移管されました。

## (2) 統計データ

日本商品先物振興協会 業界統計データ

㈱日本商品清算機構商品取引所出来高速報等日本商品委託者保護基金委託者資産保全措置の状況

## (3) (一般向け) 先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(構東京商品取引所先物・オプション入門大阪堂島商品取引所商品先物取引ガイド



# 編集後記

■ 平成24年度は「コンプライアンス体制確立プログラム」を策定し、会員の皆様にコンプライアンス体制の自己点検を実施していただくなど、多大なるご協力を賜りましたこと衷心よりお礼申し上げます。

今後の取り組みにつきましては、去る 5 月 29 日開催の第 116 回理事会において「コンプライアンス体制確立プログラムの今後の進め方について」を報告するとともに、5 月 31 日付け文書『「コンプライアンス体制確立プログラム」の今後の進め方について』(発信番号:第52号)により、会員代表者の皆様に引き続きご理解ご協力いただき、コンプライアンス体制の確立にご尽力賜りますようお願い申し上げたところです。

また、その他の取り組みとして、①個人顧客を対象とする登録外務員の勧誘を伴う対面営業における苦情の実態を把握するため、当該ビジネスモデルを採用している会員は自社で受け付けた苦情件数等を四半期毎に報告すること、②店頭商品 CFD 取引に関する統計資料を作成するため、該当する業務を行っている会員は毎月の取引状況を報告することとし、定款の施行に関する規則を改正し、6月1日から施行いたしました。特に、店頭商品CFD取引につきましては、これまで口座数や証拠金等残高、分類(エネルギー、貴金属、農産物等)毎の取引件数、取引金額等のデータは集計されていませんでしたが、本会がこれを集計して公表することにより、広く社会に認知され、取引の拡大に少しでも寄与できればと願っております。

■ 相談センターでは、顧客等からのアクセスの利便性を図るため、6月3日からWEBによる 相談等の受付を開始いたしました。

例えば、本会ホームページのトップページにある「商品先物取引に関するご相談」の「⇒W EBフォームからのご相談はこちら」をクリックしますと、「苦情相談申出受付フォーム」の 画面が表示されますので、必要事項をご入力の上、送信してください。

なお、WEBによる申出の場合には、その内容を詳細に伺うため、相談センターの相談員が 電話いたしますので、ご承知おきください。

■ 次回の会報(第8号)は本年9月を予定しております。今後とも、本会報では、会員の利便性に資する情報をお届けできるよう努めてまいりますので、ご活用いただければ幸いです。 ご意見・ご要望等がありましたら、ぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

管理グループ総務経理担当 03-3664-4732

soumu@nisshokyo.or.jp

2013年6月 日本商品先物取引協会役職員一同